

インターネット上の偽・誤情報対策技術の開発・実証事業 実施要領

1 事業の目的

近年、対話型言語モデル「Chat GPT」や、テキストを入力すると画像を生成する「プロンプト型画像生成 AI」、テキストから作曲を行う AI 等、多様な用途での生成 AI が登場している。生成 AI やディープフェイク技術により、偽画像・動画を誰でも容易に作成できるようになり、偽のニュース動画や偽の災害画像、詐欺サイト等、人の目では真贋を見分けることが困難な情報に、国民が SNS 等を通じて日常的に触れ得る機会が増加している。

政府内でも、AI 戦略チームや AI 戦略会議において、我が国における生成 AI をめぐる課題について検討しており、2023 年 5 月 26 日付で公表された「AI に関する暫定的な論点整理」では、偽情報等が社会を不安定化・混乱させるリスクが高まっており、ディープフェイクを検知する技術やディープフェイクが流通しない仕組みの開発・普及等の奨励が望ましいと取りまとめられている。

また、令和 6 年能登半島地震に関して、事実に基づかない不確実な情報や、明らかに偽と思われる情報、真偽を直ちに判別することが困難な情報等が SNS 上等で存在する等の課題が指摘されており、2024 年 1 月 25 日に公表された被災者の生活と生業支援のためのパッケージにおいて、「切れ目のない被災者支援」の一つとして「被災地におけるインターネット上の偽情報・誤情報対策を行う。」と位置付けられたところである。

本事業は、生成 AI に起因する偽・誤情報を始めとしたインターネット上の偽・誤情報（以下、単に「インターネット上の偽・誤情報」という。）の流通リスクに対応するため、対策技術の開発・実証を実施し、社会実装を推進することを目的としている。

2 事業の概要

（1）対象事業

インターネット上の偽・誤情報への対策技術の開発・実証事業。

対策技術は以下を想定する。

- 1 SNS 等のインターネット上を流通する情報コンテンツが、生成 AI により生成された可能性が高いかどうか判別する真偽判別支援技術
 - 1-1 ファクトチェック機関やメディア等の各主体のシステムに、一つの判別対象に対して、画像又は動画といった単一の情報コンテンツを読み込み、その情報コンテンツが生成 AI により生成されたか否かを判別する機能を組み込み、真偽判別を支援する方法を検討
 - 1-2 ファクトチェック機関やメディア等の各主体のシステムに、一つの判別対象に対して、画像や動画等に加えて、インターネット上の情報等も含めた複数の情報を組み合わせて、その情報コ

コンテンツが生成 AI により生成されたか否かを判別する機能を組み込み、真偽判別を支援する方法を検討

2 情報コンテンツや発信者の信頼性等を確保する真正性保証技術・信頼性判断支援技術

2-1 メディア、公的機関（国・自治体）、プラットフォーム事業者等の各主体のプラットフォーム、システム又は端末に電子署名の付与・読み込み機能を組み込み、各発信者が自ら作成した情報コンテンツに自身の情報の付与を行い、信頼性や発信者の実在性を保証する方法及び閲覧者が付与された情報を閲覧することで、情報コンテンツの信頼性や発信者の実在性の判断を行う方法を検討

2-2 メディア、公的機関（国・自治体）、プラットフォーム事業者等の各主体のプラットフォーム、システム又は端末に電子透かしの付与・読み込み機能を組み込み、各作成者が情報コンテンツの作成時に来歴情報等の付与を行うことで、信頼性を保証する方法及び閲覧者が付与された来歴情報等を閲覧することで、情報コンテンツの信頼性の判断を行う方法を検討

※上記以外のインターネット上の偽・誤情報への対策技術については、事前に技術開発主体を取りまとめる管理団体（以下、単に「管理団体」という。）に相談、確認の上応募すること。

なお、技術的に対処すべきユースケース例として、以下を想定する。

<ユースケース（例）>

- I ファクトチェック機関が、ソーシャルメディア上の投稿の人物及び風景・街並みに関する画像・動画等のコンテンツが、生成 AI により生成されたものかについて確認を行う場面
- II ソーシャルメディアが、自社の提供するプラットフォーム上を流通する人物及び風景・街並みに関する画像・動画等のコンテンツのうち、自社のポリシーに反する投稿（著名人を騙ったコンテンツ等）を削除する用途で、生成 AI によるものかについて確認を行う場面
- III インターネットを利用する主体が、インターネット上の情報媒体を閲覧する際に、情報コンテンツの作成者や配信サイト運営者、広告主といった発信者情報や情報コンテンツの信頼性の確認を行う場面

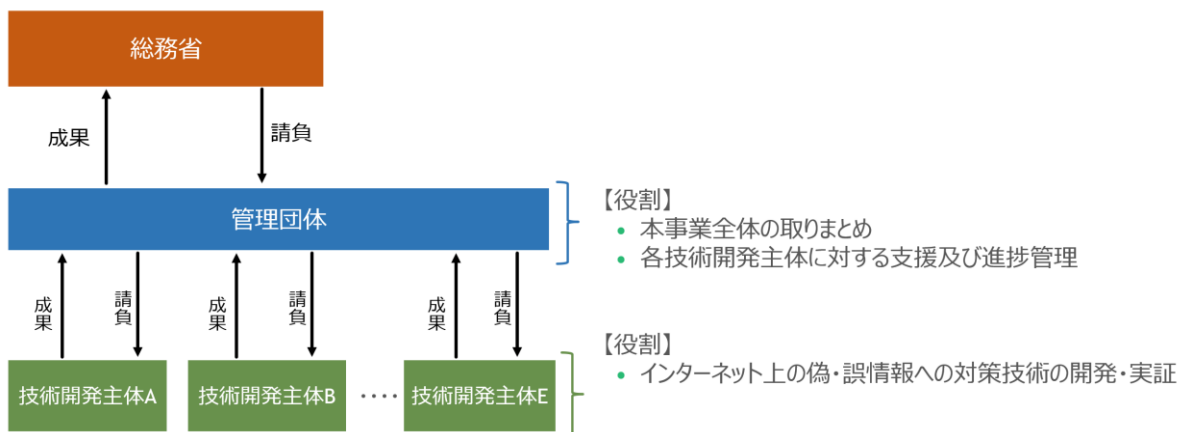
また、今回の公募・採択は、後述の「9 採択候補先の選定等」に記載があるように、採択候補先の選定後に、外部有識者のコメント等を踏まえて、管理団体より提案内容の調整を打診する場合がある。

(2) 実施概要

- ・ 総務省が契約する管理団体（ボストン コンサルティング グループ合同会社）と技術開発主体との間で契約を締結し、管理団体は、技術開発主体に対する支援及び進捗管理を行う。

- 事業費規模の目安は最大 1.5 億円程度とする。
活用する技術の種類や費用対効果等も踏まえて提案内容の評価を実施する。
また、技術開発主体が提出する支出計画書の妥当性等も踏まえて、総務省と管理団体との間で協議の上、支弁する金額を決定する。

<参考> 開発・実証事業の全体像イメージ



(3) スケジュール

- | | | |
|------|------------|---------------------------------|
| 令和6年 | 5月20日(月)まで | 企画提案書提出 |
| | 5月下旬～6月上旬 | 外部有識者による評価等 |
| | 6月上旬 | 採択案件(技術開発主体)の発表、管理団体との契約締結、事業開始 |
| 令和7年 | 2月頃 | 成果報告書案の提出 |
| | 3月頃 | 成果報告会の開催 |

※採択候補先の選定状況等によって多少前後する場合がある。

3 応募要件

(1) 提案主体

インターネット上の偽・誤情報への対策技術の開発や社会実装に取り組む事業者、研究機関等。
上記の者で構成するコンソーシアムを組成する場合には、事業の取りまとめを行う代表機関を定め、当該代表機関は、本実施要領に定める一義的な責任を負うものとする。

(2) 対象経費

原則として、電子計算機等の物品の購入費用は対象外とするが、以下に該当する物品のリース経費、消耗品やリースで調達できない物品の購入経費等は対象経費として認める。

実証終了後における購入物品の取扱いについては、管理団体と協議の上、技術開発主体において適切に管理・活用すること。

当該契約に係る事業遂行後、対応する成果物が全て含まれた納品物（成果報告書及び証憑書類等）の提出を求め、期限までに実施計画書どおり事業が実施されていること等、納品物の検収を経た上で、事業に要した経費を支出する。

その他詳細については、採択後に管理団体から案内する「経理処理マニュアル」等に従うこと。

支援対象経費	備考
電子計算機等実証に必要な物品のリース経費 (機器のサブスクリプション型サービスを含みます)	実証期間内に発生した経費のみが対象
取得単価が税込 10 万円未満 又は 使用可能期間が 1 年未満の物品の購入経費	「使用可能期間が 1 年未満」とは、一般的に消耗性のもものと認識され、かつ、平均的な使用状況等からみて、その使用可能期間が 1 年未満であると認められるものをいう。
リース等で調達できないネットワーク/ソリューション機器の購入経費	リース等で調達できない理由及び継続利用の計画を記した理由書（様式任意）の提出が必須
役務費	実証環境の構築やアプリケーション開発等の実証、国際標準化活動に係る人件費等
その他	実証に係る通信運搬費・光熱費・旅費等

支援対象外経費
<ul style="list-style-type: none"> 電子計算機等の物品の購入経費（「対象経費」に該当するものを除く） 実証目的の遂行に必要と認められない経費及び目的遂行に必要であっても一般的に合理的と認められる範囲を超える経費等

4 実施事項

技術開発主体は、以下の（１）から（５）までの事項を実施すること。

（１） インターネット上の偽・誤情報への対策技術の開発

真偽判別支援技術、真正性保証技術・信頼性判断支援技術等の、インターネット上の偽・誤情報への先進的な対策技術について、社会実装に向けた有効性を増進させるために、開発・実証を行うこと。

企画提案書において、9（3）に示す評価の観点を十分に踏まえ、具体的な実施内容を提案すること。

（2） インターネット上の偽・誤情報への技術的対策の有効性等に関する検証

真偽判別支援技術、真正性保証技術・信頼性判断支援技術等の、インターネット上の偽・誤情報への技術的対策を図る先進的な取組について、その有効性を定量的に検証すると共に、社会実装に向けた課題の解消に関する調査・検討等を行うこと。

企画提案書において、9（3）に示す評価の観点を十分に踏まえ、具体的な実施内容を提案すること。

（3） 成果報告書の作成

上記（1）及び（2）の実施内容や成果等について、管理団体が指示する報告様式に沿って、特段の専門知識を有することなく容易に理解できる表現で文書化し、報告書を作成すること。詳細については「11 納入成果物」を参照するほか、採択後に管理団体が指示する事項に従うこと。

（4） 社会実装実施計画書の提出

本事業終了後の社会実装に向けた計画として、社会実装実施計画を策定すること。事業化に向けた実効的な取組計画、事業化活動、体制、資金、及び社会実装する際の製品、サービス又はシステム要件を記述すること。本社会実装実施計画書に基づく取組状況や実績については、本事業が終了した翌年度以降も、主管課が必要に応じてフォローアップを行い、随時報告を求めることがある。

（5） 普及啓発活動への協力

開発・実証成果について、メディア対応やイベント開催、学会参加等を通じて、積極的に普及啓発活動に取り組むこと。また、開発・実証期間の終了後も含め、総務省が実施する開発・実証成果の普及啓発活動に当たって、開発・実証内容に関する資料提供等の協力を行うこと。

5 実施体制

本事業の実施に当たっては、実証参画主体との協力関係を含め、4に定める実施事項を確実かつ効果的に遂行できる体制を構築すること。また、必要に応じて、真偽判別支援技術、真正性保証技術・信頼性判断

支援技術等のインターネット上の偽・誤情報への先進的な対策技術の開発に取り組む専門家等の協力を得られる体制を構築すること。

また、実施体制内部の契約関係や協力関係、役割分担を確認できる実施体制図を企画提案書に記載すること。また、実証参画主体との協力関係等を示す資料を提示可能である場合には企画提案書に添付すること。

なお、技術開発主体の構成員は対外的に公表することを前提とする。

6 事業実施スケジュール

開発・実証内容の特性、対象技術の開発期間、検証項目等を踏まえて、効果的に事業を実施するために必要な期間を確保すること。

企画提案書において、各工程（準備、技術開発、各種検証、報告書作成等）の実施内容の詳細及びスケジュールを記載すること。

7 情報セキュリティ対策

外部委託先を含め、必要な情報セキュリティ対策を講ずること。

また、本事業で使用する設備・機器やシステム等については、「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（令和 5 年 4 月一部改正）等に留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。

特に、クラウドサービスの利用等、外部のネットワークへの接続やデータ伝送を伴う場合、個人情報の管理等を含め、情報の流通経路全般にわたるセキュリティが適切に確保されるよう、情報の流通経路全般を見渡した形で、必要なセキュリティ対策等を実施すること。

8 提案手続

(1) 提出書類

□様式 1：企画提案書

□様式 2：実施体制説明書

□様式 3：事業スケジュール

□様式 4：資金計画書

□様式 5：企画提案書概要

※ 上記のほか、提案内容を補足する資料があれば、A 4 判（様式自由）10 ページ程度で添付すること。

※ 提出された書類の返却はしない。また、採択された案件の企画提案書の概要（主に様式 5）について、総務省ホームページ等で公開する場合がある。

(2) 提出期限

令和6年5月20日(月) 午後5時まで(必着)

(3) 提出先

本事業の管理団体のポストン コンサルティング グループ合同会社に対して、(1)の提出書類(電子媒体)を電子メールで提出すること(郵送、持ち込みは不可)。

連絡先は以下のとおり。

TOKGigojouhoutaisaku@bcg.com

- ※ メール の 件名 は「インターネット上の偽・誤情報対策技術の開発・実証事業(企業・団体名)」とすること。
- ※ 提出書類のサイズが10MBを超える場合には、事前に上記連絡先に相談し、提出方法について指示を受けること。

9 採択候補先の選定等

(1) 選定方法

外部有識者で構成する評価委員会において審査を行った後、その結果に基づき総務省と協議の上、管理団体が採択候補先を選定する。

評価は書面審査及び必要に応じてヒアリングを実施することにより行う。ヒアリングの実施が必要な場合又は追加の資料提出を求める場合等には、管理団体から連絡する。

(2) 提案内容の採択と修正

今回の公募・採択は、上記の採択候補先の選定後に、外部有識者のコメント等を踏まえて、管理団体から採択候補先へ提案内容の修正等を打診し(例:「アイデアは良いが、△△は直して欲しい」、「規模を縮小または拡大して欲しい」等)、内容・費用についての交渉を進め、最終的に事業内容に合意することをもって最終的な委託契約が成立し、提案が採択されるものとする。その過程において、調整未了により、提案が採択されず、委託契約に至らない可能性があることも留意すること。

2(1)で定めた4つの対策技術において、偏りが出ないように総務省・管理団体で配慮しながら採択先の決定を行う場合がある。

なお、管理団体から提案内容の打診や採択の通知等を行う時期については案件によって前後する。最終的な採択結果は、全ての契約締結を終えた後に纏めて公開・通知する。不採択の理由については公開しないので留意すること。

(3) 評価の観点

採択候補先の選定に当たっては、以下の観点から総合的に評価を行う。これらの観点を十分に踏まえて、できる限り具体的かつ網羅的に企画提案書を作成すること。

なお、今後、評価の観点に変更が生じた場合には、総務省ホームページにおいて公表する。

本事業の目的を踏まえ、特に重視する要素として以下が挙げられる。

- ✓ 対策技術の開発だけでなく、社会実装に向けた進展が見込まれるか
- ✓ 社会実装を後押しするような具体的な計画が立てられているか

例)

- インターネット上の偽・誤情報対策の実行主体となるファクトチェック団体等に対して、技術開発後の一定の期間、無償もしくは安価な価格で開発した技術が提供され、取組を加速させられる。
- インターネット上の偽・誤情報対策の実行主体となるファクトチェック団体等が、国民がインターネット上の情報の真偽判別を行う際の支援を実施する場合も含め、公共の利益に資する活動を行なう場合に、開発した技術が無償もしくは安価な価格で提供し、取組を加速させられる。

必須項目として、実施要領で定めた全ての項目に対して具体的な提案が示されているか。

- 1 実施事項で定めた内容の網羅性
- 2 実施体制の事業遂行能力
- 3 実施スケジュールの妥当性
- 4 情報セキュリティ対策の適切さ

加点項目として、各項目の提案内容に具体性や独創性があるか。

- 5 技術の期待成果の大きさと実現可能性
 - 5.1 期待成果の明確さ・技術の新しさ
 - ✓ 本開発・実証による期待成果と実現可能性が明確か
 - ✓ 従前の研究開発等と明確に区分ができるか
 - 5.2 技術の横展開の可能性
 - ✓ 本開発・実証の成果として得られる技術等が、提案主体だけでなく、幅広い主体に利用可能なものか
 - 5.3 技術が対処可能なユースケース/偽・誤情報のカバレッジと期待効果の大きさ
 - ✓ 本開発・実証の対象のユースケース/偽・誤情報に対処可能か
 - ✓ 他のユースケース/偽・誤情報も汎くカバーできるか

6 社会実装への期待効果の大きさと実現可能性

6.1 社会実装の意義・期待効果の大きさ

- ✓ 社会実装により課題解決が可能な提案内容になっているか

6.2 社会実装に向けた体制

- ✓ 技術の実用化や利用の主体が実証の体制に含まれるか
- ✓ 上記による本事業終了後の円滑な社会実装が見込まれるか

6.3 社会実装の拡張可能性

- ✓ 対象技術が、幅広い主体において、アクセス可能かつユーザビリティの観点でスムーズに導入可能か
- ✓ 対象技術が、特に公的な機関において、費用面で導入しやすいか
- ✓ 対象技術が、国際標準化を見据え、具体的に実行できるか

7 費用対効果

- ✓ 費用対効果を高めるための検討や工夫がされているか
- ✓ 実装・横展開も見据え、費用対効果が検討されているか

10 採択後及び開発・実証期間中の流れ

(1) 事業説明会

採択が決定した技術開発主体は、管理団体が開催する事業説明会に必ず出席すること（開催日時及び方法は別途指示する）。

(2) 実施計画書の作成

技術開発主体は、採択決定後、事業説明会等において管理団体が示す作成要領に従って、成果（アウトカム）目標、開発・実証内容、経費、スケジュール、再委託内容等、企画提案書の内容についてより詳細に記載した実施計画書を作成し、採択決定後2週間以内に管理団体に提出すること。

実施計画書の内容は、管理団体によるレビュー及び総務省の承認を経て確定するものとする。また、実施計画に変更が生じた場合は、速やかに変更箇所を反映した実施計画書を改めて管理団体に提出し、再度総務省の承認を得ること。

(3) 実証期間中の進捗管理

- ・ 技術開発主体は、管理団体が別途指定する成果物の納入期日までの間、管理団体の指示に従って、進捗報告書及び課題管理表を作成し、定期的に（少なくとも週1回程度）報告すること。報告の頻度については、進捗状況等を踏まえて見直す場合がある。

◇ 進捗報告書の記載内容例：当月の作業内容、遅延状況、経費支出等

◇ 課題管理表の記載内容例：課題内容、対応者、対応方針、対応結果等

- ・ 報告内容や課題への対応状況を踏まえて、管理団体が会議（原則オンライン）の開催を求めた場合、技術開発主体は当該会議に出席し、管理団体の指示に従って状況説明等を行うこと。
- ・ 技術開発主体のプロジェクトリーダーは、管理団体や総務省から進捗状況や実証内容に関する確認等があった場合には、迅速に技術開発主体内で確認の上で報告すること。
- ・ 管理団体が技術開発主体に対して実証の効果を高める助言等を行った場合には、当該助言等に従って技術開発主体は適切に対応すること。

（４）成果報告

技術開発主体は、管理団体が事業全体の成果を取りまとめる際に必要となる情報提供等について協力をすること。

技術開発主体は、管理団体の指示に従って成果報告会に参加するとともに、資料作成等の事前準備について協力すること。成果報告会では、技術開発主体から、KPI 達成状況、実装に向けた見通し、今後の課題等について説明すること。

11 納入成果物

技術開発主体は、実証の成果等について、管理団体が指示する報告様式に沿って、以下の（１）及び（２）の資料を作成し、管理団体が別途指定する納入期日までに技術開発主体内の了解を得て取りまとめること。

成果報告書の添付資料及び個人情報等を除き、原則として公開することを前提として作成すること。

（１）成果報告書

実証の実施内容及びその成果等について、特段の専門知識を有することなく容易に理解できる表現で文書化すること。Microsoft Word/Excel/PowerPoint を使用して、A4・30～100 ページ程度（添付資料を含まない）で作成すること。

（２）成果報告書 概要版

主たる実証の成果及び今後の課題等について、Microsoft PowerPoint を使用して、A4・1 ページで作成すること。

12 契約手続

（１）本開発・実証における契約に係る基本的条件

技術開発主体の代表機関は、採択決定後、管理団体の指示に従い、本実施要領の内容に即して管理団体が作成する仕様書に基づいて契約を締結し、当該契約に係る一義的な責任を負うものとする。

仕様書は、原則として全技術開発主体で共通のものとし、実施内容の詳細は実施計画書で定めることとする。また、契約条件等について変更を求めることは認められない。

技術開発主体の代表機関と管理団体との契約は、総務省と管理団体との請負業務の再委託に当たるため、採択決定後、管理団体から総務省に対して再委託の申請を実施する。契約手続は当該申請について総務省が承認した後、速やかに進めるものとする。

(2) 再委託について

技術開発主体の代表機関は、技術開発主体の構成員に限らず、実証に関する業務の一部を他の企業・団体等へ再委託する場合、全ての再委託先について、委託契約等を締結する前に、管理団体に再委託等承認申請を行い、承認を得る必要がある。

管理団体及び総務省によって再委託等が承認される前に委託契約を締結した場合、当該委託契約に係る費用は実証の対象経費として一切認められないため、注意すること。

13 知的財産権等

- 1 請負者（管理団体、技術開発主体及び技術開発主体からの再委託先をいう。以下同じ。）は、本契約に関して総務省が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。
なお、当該情報を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に主管課に承認を得ること。
- 2 本事業履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に定める権利を含む全ての著作権及びノウハウ（営業秘密）は総務省に帰属し、総務省が独占的に使用するものとする。ただし、請負者は、本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権又はノウハウ（営業秘密）を自ら使用又は第三者をして使用させる場合は、総務省と別途協議するものとする。なお、請負者は総務省に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- 3 請負者は、納入成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、総務省が特に指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続を行うこと。この場合、請負者は当該契約等の内容について事前に主管課の承認を得ることとし、総務省は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

- 4 請負者は、本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に知的財産権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら総務省の責めに帰す場合を除き、請負者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、総務省は係る紛争等の事実を知ったときは、請負者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- 5 本契約の履行に当たり、第三者の産業財産権又はノウハウ（営業秘密）を実施又は使用するとき、請負者はその実施又は使用に対する一切の責任を負うものとする。
- 6 本実証事業の実施中に知的財産権が発生した場合は、産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）に基づき、以下の一定の条件の下、受託者側に帰属させることを可能とする。

【条件（遵守項目）】

- 本実証事業に係る成果（実証事業の実施により新たに発見ないし生み出されたもの全てをいい、知的財産権に関するもの、ノウハウに関するもの等全てを含む。）が得られた場合には、遅滞なく、総務省にその旨を報告すること。
- 総務省が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾すること。
- 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、総務省が当該知的財産権の活用を促進するため特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾すること。
- 第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾をするときは、一部の場合を除き、あらかじめ総務省の承認を受けること。
- 上記のほか、必要と認められる事項がある場合には、契約書等において別途定める。

14 その他

本事業の実施については、本実施要領のほか、今後新たに取り決めるべき事項が生じた場合に総務省が定める事項によるものとする。

総務省が新たに定める事項については、総務省ホームページで公開するものとする。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/taisakugijutsu.html)

15 本事業に関する問合せ先

インターネット上の偽・誤情報技術の開発・実証事業 管理団体
ポストン コンサルティング グループ合同会社

E-mail: TOKGigojouhoutaisaku@bcg.com